

- ◆ 支援内容 ◆ ※支援は1人につき1回限りです。

次の交通利用券を交付します。

①、②のいずれか又は①、②の組み合わせにより、**合計で3万円分を交付**します。

交通利用券区分	利用上の注意点	
①タクシー利用券	令和7年3月31日までに交付を受けた方	有効期限はありません。
	令和7年4月1日以降に交付を受けた方	交付日から使用でき、有効期限は、5年経過後の3月31日までです。 (例) 令和7年度に交付→令和13年3月31日 令和8年度に交付→令和14年3月31日
	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の乗車で利用できる枚数に制限はありません。ただし、おつりは出ません。 ・経路・乗降場所に制限はありません。 ・市が協定を締結しているタクシー会社でのみ利用可能です。 <p>※利用可能タクシー会社一覧 (クリックしてご覧ください。)</p>	
②交通系ICカード (茨城交通株)	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限はありません。 ・茨城交通(株)一般乗合バス全路線(高速バス・コミュニティバス・市民バスを除く。)をご利用いただけます。 	